### 專利審查指南改正草案(意見募集稿) 改正対照表

### 2013年10月22日発表

# 独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ) 北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

#### 『専利審査指南改正草案』(意見募集稿)

#### 改正対照表

## 『専利審査指南』 (2010年2月1日より施行)

#### 第一部分第三章

#### 4.2 意匠の図面又は写真

専利法 59 条 2 項の規定によると、 意匠専利権の保護範囲は図面又は写真に示された当該製品の意匠を基準 とし、簡単な説明は図面又は写真が示す当該製品の意匠の解釈に使用する ことができる。専利法 27 条 2 項の規 定によると、出願人が提出する関連図 面又は写真は専利保護を求める製品 の意匠を明らかに示していなければならない。

• • • • •

平面製品の意匠については、製品の デザイン要点が1つの面だけに係わっ ている場合、当該面の正投影図だけを 提供して良いとする。デザイン要点が 2つの面に係わっている場合、当該2 つの面の正投影図を提供しなければ ならない。

### 『専利審査指南改正草案』 (意見募集稿)

#### 第一部分第三章

#### 4.2 意匠の図面又は写真

専利法 59 条 2 項の規定によると、 意匠専利権の保護範囲は図面又は写真に示された当該製品の意匠を基準 とし、簡単な説明は図面又は写真が示す当該製品の意匠の解釈に使用する ことができる。専利法 27 条 2 項の規 定によると、出願人が提出する関連図 面又は写真は専利保護を求める製品 の意匠を明らかに示していなければならない。

• • • • • •

平面製品の意匠については、製品の デザイン要点が1つの面だけに係わっ ている場合、当該面の正投影図だけを 提供して良いとする。デザイン要点が 2 つの面に係わっている場合、当該 2 つの面の正投影図を提供しなければ ならない。

グラフィカルユーザインターフェースを 含む製品の意匠については、提供され る図面はグラフィカルユーザインターフェ

必要な際、出願人は当該意匠製品の 展開図、断面視図、断面図、拡大図及 び状態遷移図を提供しなければなら ない。

#### 4.3 簡単な説明

専利法第59条2項に、意匠権の保 護範囲は、図面又は写真に示す当該製 品の意匠を基準とし、簡単な説明は、 の解釈に用いることができる、と定め ている。

(6) 意匠に係わる製品がセット製品 に属する場合は、必要に応じて各セ ット部品が対応する製品の名称を明 記する。

一スの位置を表示できる製品全体の意 匠図を含むものでなければならない。グ ラフィカルユーザインターフェースが動 的図案である場合、出願人が少なくとも 1 つの状態を表す前記製品全体の意匠 図を提供すべきであって、その他の状 態については、キーフレームの図面だ けを提供すればよいとする。提供される 図面は、動的図案における動画の変化 傾向を唯一確定できるものでなければ ならない。

必要な際、出願人は当該意匠製品の 展開図、断面視図、断面図、拡大図及 び状態遷移図を提供しなければなら ない。

#### 4.3 簡単な説明

専利法第59条2項に、意匠権の保 護範囲は、図面又は写真に示す当該製 品の意匠を基準とし、簡単な説明は、 図面又は写真に示す当該製品の意匠 | 図面又は写真に示す当該製品の意匠 の解釈に用いることができる、と定め ている。

(6) 意匠に係わる製品がセット製品 に属する場合は、必要に応じて各セ ット部品が対応する製品の名称を明 記する。

簡単な説明には、商業的な宣伝文句 を用いてはならず、且つ製品の性能と 内部構造の説明に用いてはならない。

## 7.2 製品の形状、図案又はその組合せ、 並びに色彩と形状、図案との組合せ

意匠を構成しているのは製品の意匠要素又は要素の組合せである。その中に形状、図案又はそれらの組合せ、並びに色彩と形状、図案との組合せが含まれる。製品の色彩は単独で意匠を構成することができないが、製品の色彩の変化そのものが図案になる場合は除く。意匠を構成し得る組合せとして、製品の形状、製品の図案、製品の形状と図案、製品の形状と色彩、製品の図案と色彩、製品の形状、図案と色彩が含まれる。

• • • • • •

(7) グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠専利出願については、グラフィカルユーザインターフェースの用途を明記しなければならず、必要に応じて、グラフィカルユーザインターフェースのデザインについて説明を行う。例えば、製品におけるグラフィカルユーザインターフェースの位置、インタラクティブモード及び変化状態などを説明する。

簡単な説明には、商業的な宣伝文句を用いてはならず、且つ製品の性能と 内部構造の説明に用いてはならない。

### 7.2 製品の形状、図案又はその組合せ、 並びに色彩と形状、図案との組合せ

意匠を構成しているのは製品の意 匠要素又は要素の組合せである。その 中に形状、図案又はそれらの組合せ、 並びに色彩と形状、図案との組合せが 含まれる。製品の色彩は単独で意匠を 構成することができないが、製品の色 彩の変化そのものが図案になる場合 は除く。意匠を構成し得る組合せとし て、製品の形状、製品の図案、製品の 形状と図案、製品の形状と色彩、製品 の図案と色彩、製品の形状、図案と色 彩が含まれる。

•••••

図案とは、あらゆる線、文字、符号、 カラーブロックの配列や組合せによ カラーブロックの配列や組合せによ り、製品の表面に成された図形を言 う。図案は、製図又はその他デザイナ ーの図案デザインの構想を具現する 手段により制作しても良い。製品の図 案は固定しており、目に見えるもので なければならない。あったり、なかっ たり、又は特定な条件に限って見える ものであってはならない。

#### 7.4 意匠専利権を付与しない場合

専利法2条4項の規定に基づき、以 下の項目は意匠専利権を付与しない 状況に該当する。

- (10) 文字、数字の発音、意味は意 匠の保護内容に該当しない。
- (11) 製品に電気を入れた後で顕示 する図案。例えば、デジタル時計の ディスプレイで表示される図案、携 帯電話のディスプレイで表示された 図案、ソフトウェアのインターフェ ースなど。

図案とは、あらゆる線、文字、符号、 り、製品の表面に成された図形を言 う。図案は、製図又はその他デザイナ ーの図案デザインの構想を具現する 手段により制作しても良い。

#### 7.4 意匠専利権を付与しない場合

専利法2条4項の規定に基づき、以 下の項目は意匠専利権を付与しない 状況に該当する。

- (10) 文字、数字の発音、意味は意 匠の保護内容に該当しない。
- (11) ヒューマンコンピュータインタラク ションと関係なく、又は製品機能の実 現と無関係な製品表示装置に表示さ れた図案。例えば、パワーオン・オフ の際におけるヒューマンコンピュータイ ンタラクション及び製品機能の実現と 無関係なスクリーン壁紙・画面、製品 機能の実現と無関係なウェブサイト・ ウェブページにおける画像や文字の 組版・ゲームのインターフェース。

#### 第四部分第五章

## 6.1 同一又は類似する種類の製品における公知意匠との比較

一般消費者が係争意匠と引例意匠 を全体観察することにより、両者の相 違点は製品の意匠全体の視覚効果に 顕著な影響を与えないと認識してい る場合には、係争意匠は公知意匠と比 べて明らかな相違がないことになる。 顕著な影響についての判断は、種別の 同一又は類似する製品の意匠に限る。

係争意匠が種別の同一又は類似する製品の公知意匠と比べて明らかな相違があるか否かを確定する際は一般的に、以下に挙げる要素も統合的に考慮すべきである。

. . . . . .

注意すべきことは、意匠の簡単な説 明におけるデザイン要点で言うデザ

#### 第四部分第五章

# 6.1 同一又は類似する種類の製品における公知意匠との比較

一般消費者が係争意匠と引例意匠 を全体観察することにより、両者の相 違点は製品の意匠全体の視覚効果に 顕著な影響を与えないと認識してい る場合には、係争意匠は公知意匠と比 べて明らかな相違がないことになる。 顕著な影響についての判断は、種別の 同一又は類似する製品の意匠に限る。

係争意匠が種別の同一又は類似する製品の公知意匠と比べて明らかな相違があるか否かを確定する際は一般的に、以下に挙げる要素も統合的に考慮すべきである。

. . . . .

(5) グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠出願については、係争専利のその他の部分のデザインが慣用設計にあたる場合、そのグラフィカルユーザインターフェースは全体の視覚効果により顕著な影響を与える。

注意すべきことは、意匠の簡単な説明におけるデザイン要点で言うデザインは、必ずしも意匠全体の視覚効果

インは、必ずしも意匠全体の視覚効果 ならず、必ずしも係争意匠と引例意匠 にならない。例えば、自動車の意匠に おいて、簡単な説明ではそのデザイン 要点が自動車の底面にあると指摘し ても、自動車の底面のデザインは自動 車全体の視覚効果に対して顕著な影 響を与えない。

顕著な影響についての判断方式は、 本章第5.2節の規定を参照する。

に対して顕著な影響を与えることに に対して顕著な影響を与えることに ならず、必ずしも係争意匠と引例意匠 とを比べて明らかな相違があること とを比べて明らかな相違があることしにならない。例えば、自動車の意匠に おいて、簡単な説明ではそのデザイン 要点が自動車の底面にあると指摘し ても、自動車の底面のデザインは自動 車全体の視覚効果に対して顕著な影 響を与えない。

> 顕著な影響についての判断方式は、 本章第5.2節の規定を参照する。